

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アルシエ（以下「会社」という。）と従業員代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

- 1 本協定は、派遣先で受付・案内事務員の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しない。

第2条（賃金の構成）

- 1 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び特別手当とする。

第3条（賃金の決定方法）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「03403 受付・案内事務員」とする。
 - (2) 通勤手当及び退職金については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条（通勤手当）から第 8 条（退職金）のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、就業地のほとんどが東京都内であることから、通達に定める「地域指数」の「東京」を用いる。

第4条（基本給及び賞与）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与は、別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上である条件を満たした別表 2 のとおりとする。
- 2 会社は、第 9 条（賃金の決定に当たっての評価）による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 から 9% の範囲で能力手当を上乗せして支払う。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努める。

第5条（時間外労働手当及び深夜・休日労働手当）

- 1 対象従業員の時間外労働手当及び深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第 17 条に準じて、法律の

定めに従って支給する。

第6条（通勤手当）

- 1 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条（一般労働者の退職金制度）

- 1 対象従業員の退職金の比較対象となる「一般労働者の退職金制度」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。
 - (1) 退職金の受給に必要な最低勤続年数
通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
 - (2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数
「令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条（退職金）

- 1 対象従業員の退職金は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、勤続年数については退職金制度を開始する令和2年4月1日以降を対象として計算する。
 - (1) 別表3に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
 - (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職金の支給月数が同月数以上であること

第9条（賃金の決定に当たっての評価）

- 1 賃金の決定は、年に1回、会社の業績、本人の能力及び人事考課に基づき、別表2のとおり決定する。

第10条（賃金以外の待遇）

- 1 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、派遣社員就業規則第11条から第16条までによる。

第11条（教育訓練）

- 1 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第12条（その他）

- 1 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条（有効期間）

1 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7 年 3 月 28 日

株式会社アルシエ
代表取締役社長

上村 卓也



従業員代表

河野 洋子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与等の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			0年	1年	2年	3年	5年	10年
1	03403 受付・案内 事務員	通達に定める 職業安定業務 統計	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663
2	地域 指数	(東京) 112.7%	1,255	1,455	1,559	1,594	1,668	1,875

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額＜受付・案内事務員＞

等級	経験・能力 による 内訳	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する 一般の労働者の平均的な賃 金の額	対応する一般の労働者 の能力・経験
Aランク		社員同等の勤務形態とする クライアント打ち合わせ スタッフ管理	1500	375	1875	1,875	10年
Bランク	1	チーフクラス 物件立ち上げ close作業ができる	1490	298	1788	1,668	5年
	2		1410	282	1692	1,594	3年
	3		1330	266	1596	1,559	2年
Cランク	1	スタッフ間の協調性 就業規則順守 会社への協力姿勢	1270	191	1461	1,455	1年
	2		1163	174	1337	1,255	0年

（備考）
1 賞与については、Aランクは基本給額の25％、Bランクは基本給額の20％、Cランクは基本給額の15％を支給する。

別表3 一般労働者の退職金制度

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率（月数）	自己都 退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9
	会社都 退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」

別表4 対象従業員の退職金の額

勤続年数		3年 以上 5年 未満	5年 以上 10年 未満	10年 以上 15年 未満	15年 以上 20年 未満	20年 以上 25年 未満	25年 以上 30年 未満	30年 以上 35年 未満
支給月数	自己 都合 退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社 都合 退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

※支給額の算出方法

退職金＝退職月の総支給額(交通費、賞与、諸手当を除く)×支給月数

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アルシエ（以下「会社」という。）と従業員代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

- 1 本協定は、派遣先で電話応接事務員の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しない。

第2条（賃金の構成）

- 1 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び特別手当とする。

第3条（賃金の決定方法）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「03603 他の電話応接事務の職業」とする。
 - (2) 通勤手当及び退職金については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条（通勤手当）から第 8 条（退職金）のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、就業地のほとんどが東京都内であることから、通達に定める「地域指数」の「東京」を用いる。

第4条（基本給及び賞与）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与は、別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上である条件を満たした別表 2 のとおりとする。
- 2 会社は、第 9 条（賃金の決定に当たっての評価）による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 から 10%の範囲で能力手当を上乗せして支払う。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努める。

第5条（時間外労働手当及び深夜・休日労働手当）

- 1 対象従業員の時間外労働手当及び深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第 17 条に準じて、法律の

定めに従って支給する。

第6条（通勤手当）

- 1 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条（一般労働者の退職金制度）

- 1 対象従業員の退職金の比較対象となる「一般労働者の退職金制度」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。
 - (1) 退職金の受給に必要な最低勤続年数
通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
 - (2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数
「令和4年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条（退職金）

- 1 対象従業員の退職金は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、勤続年数については退職金制度を開始する令和2年4月1日以降を対象として計算する。
 - (1) 別表3に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
 - (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職金の支給月数が同月数以上であること

第9条（賃金の決定に当たっての評価）

- 1 賃金の決定は、年に1回、会社の業績、本人の能力及び人事考課に基づき、別表2のとおり決定する。

第10条（賃金以外の待遇）

- 1 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、派遣社員就業規則第11条から第16条までによる。

第11条（教育訓練）

- 1 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリアアップ教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第12条（その他）

- 1 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条（有効期間）

1 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7 年 3 月 28 日

株式会社アルシエ
代表取締役社長

上村 卓也



従業員代表

河野 洋子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値					
			0年	1年	2年	3年	5年	10年
1	03603 他の電話 応接事務 の職業	通達に定める 職業安定 業務統計	1,135	1,317	1,411	1,441	1,510	1,696
2	地域 指数	(東京) 112.7%	1,280	1,485	1,591	1,625	1,702	1,912

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額<電話応接事務員>

等級	経験・能力 による内 訳	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する 一般の労働者の平 均的な賃金の額	対応する一般の労働者 の 能力・経験
Aランク	1	チームリーダーとして新 入のスタッフを引率する ことが出来る	1650	413	2063	1,912	10年
	2		1500	375	1875	1,702	5年
Bランク	1	対外的な打ち合わせ 等にも参加する	1420	284	1704	1,625	3年
	2		1380	276	1656	1,591	2年
Cランク	1	クライアントの指示の下、 スムーズな販売業務を 就することができる	1270	191	1507	1,485	1年
	2		1220	183	1403	1,280	0年

(備考)
1 賞与については、Aランクは基本給額の25%、Bランクは基本給額の20%、Cランクは基本給額の15%を支給する。

別表3 一般労働者の退職金制度

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率(月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」

別表4 対象従業員の退職金の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
支給月数	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

※支給額の算出方法
退職金＝退職月の総支給額(交通費、賞与、諸手当を除く)×支給月数

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社アルシエ（以下「会社」という。）と従業員代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

- 1 本協定は、派遣先でマンション管理人等の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しない。

第2条（賃金の構成）

- 1 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び特別現場手当とする。

第3条（賃金の決定方法）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。
 - (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「05701 マンション・アパート管理人」とする。
 - (2) 通勤手当及び退職金については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条（通勤手当）から第 8 条（退職金）のとおりとする。
 - (3) 地域調整については、就業地のほとんどが東京都内であることから、通達に定める「地域指数」の「東京」を用いる。

第4条（基本給及び賞与）

- 1 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。
 - (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上である条件を満たした別表 2 のとおりとする。
 - (2) 歩合制の支給については下記のとおりとする。
 - A ランク：2,100 円／件
 - B ランク：2,000 円／件
 - C ランク：1,900 円／件※1 件あたりの作業時間は 1 時間以内の為、別表 2 を満たした支給額となる。
- 2 会社は、第 9 条（賃金の決定に当たっての評価）による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内

容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1 から 7% の範囲で能力手当を上乗せして支払う。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努める。

第5条（時間外労働手当及び深夜・休日労働手当）

- 1 対象従業員の時間外労働手当及び深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第 17 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条（通勤手当）

- 1 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条（一般労働者の退職金制度）

- 1 対象従業員の退職金の比較対象となる「一般労働者の退職金制度」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 3 のとおりとする。
 - (1) 退職金の受給に必要な最低勤続年数
通達に定める「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも 3 年）
 - (2) 退職時の勤続年数ごと（3 年、5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年、33 年）の支給月数
「令和 4 年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職金制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条（退職金）

- 1 対象従業員の退職金は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 4 のとおりとする。ただし、勤続年数については退職金制度を開始する令和 2 年 4 月 1 日以降を対象として計算する。
 - (1) 別表 3 に示したものと比べて、退職金の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
 - (2) 別表 3 に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職金の支給月数が同月数以上であること

第9条（賃金の決定に当たっての評価）

- 1 賃金の決定は、年に 1 回、会社の業績、本人の能力及び人事考課に基づき、別表 2 のとおり決定する。

第10条（賃金以外の待遇）

- 1 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、派遣社員就業規則第 11 条から第 16 条までによる。

第11条（教育訓練）

- 1 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア

アアップ教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

第12条（その他）

1 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条（有効期間）

1 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和 7 年 3 月 28 日

株式会社アルシエ
代表取締役社長

上村 卓也



従業員代表

河野 洋子



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	05701 マンション・ アパート管理 人	通達に定める 職業安定業務 統計	1,156	1,341	1,437	1,468	1,537	1,727	2,073
2	地域 指数	(東京) 112.7 %	1,303	1,512	1,620	1,655	1,733	1,947	2,337

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額<マンション管理人等>

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する 一般の労働者の平均的な賃 金の額	対応する一般の労働者 の能力・経験
Aランク	通常業務に加えシフト組を行い、提出書類の最終確認を取る事が出来る	1610	403	2013	1,947	10年
Bランク	クライアントの指示を待つ事なく業務を遂行できる。新人スタッフのレクチャー、既存スタッフのフォローを行う	1445	289	1734	1,733	5年
Cランク	研修後業務を一人で遂行し必ず16:30までに帰社、報告業務を行う	1440	216	1656	1,655	3年
		1414	212	1626	1,620	2年
		1370	206	1576	1,512	1年
		1163	174	1337	1,303	0年

注1) 実際の支給は次の通り歩合制とする。

Aランク：2,100円/件

Bランク：2,000円/件

Cランク：1,900円/件

※1件あたりの作業時間は1時間以内の為、上記表を満たした支給額となる。

注2) 労使協定第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、歩合単価の1～6%の範囲で能力手当を上乗せして支払うこととする。

別表3 一般労働者の退職金制度

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率(月数)	自己都合退職	0.7	1.4	2.9	4.9	7.0	9.2	11.3	12.9
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.4	10.8	13.1	14.5

「令和4年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」

別表4 対象従業員の退職金の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
支給月数	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5

※支給額の算出方法

退職金＝退職月の総支給額(交通費、賞与、諸手当を除く)×支給月数